

労働基準法第 113 条による公聴会における公述要旨

○公聴会開催日時：平成 24 年 2 月 15 日（水）10:30～11:30

○公述人公述要旨

公益側代表

櫻井 治彦 1 ページ
(慶応義塾大学名誉教授)

労働者側代表

高橋麻理 4 ページ
(日本化学エネルギー産業労働組合連合会中央執行委員)

使用者側代表

山口広美 5 ページ
(一般社団法人日本化学工業協会環境安全部兼広報部)

○労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）（抄）
（命令の制定）

第百十三条 この法律に基いて発する命令は、その草案について、公聴会で労働者を代表する者、使用者を代表する者、及び公益を代表する者の意見を聞いて、これを制定する。

※ 公述要旨中の下線は事務局が付記しました。

女性労働基準規則の一部を改正する省令案要綱についての公述要旨

櫻井 治彦（慶応義塾大学名誉教授）

<全体としての評価>

- 改正の根拠となった「母性保護に係る専門家会合報告書」の内容については、全体として賛成である。したがって、本省令案要綱について賛成する。

<最も脆弱な労働者の保護>

- 労働者は多くの危険有害因子に曝されるが、それらへの感受性は人によって異なる。感受性の高い労働者は、他の人々より低いばく露によって健康障害を受ける。最も脆弱な労働者を保護できる基準値を目標とし、それ未満にばく露を下げるのが、労働衛生管理の原則である。
- この原則に従って対策を実施することが、技術的あるいはコストの面から現実的に困難である場合には、その業務を廃止するか、感受性が高いと予想される労働者の就業を制限するという選択があり得る。ただし、就業制限という選択が妥当とされるには、制限を受ける労働者の不利益が大き過ぎることがないという条件が前提となる。

<男女の性差について>

- 危険有害因子への感受性が女性において常に高いと想定して、女性を一律に特別な保護の対象とすることには合理性が無い。
- しかし、重量物取扱業務と、生殖毒性を有する有害化学物質を取扱う業務では、女性が脆弱性を持っていることは明らかである。

<規制の必要性について>

- 女性においてリスクが特に大きいと考えられる危険有害業務が、労働衛生管理のレベルが低い事業場などで行われ、深刻な健康障害が発生する恐れがある場合には、自主的対応に任せず、規制措置を導入するべきである。

<重量物取扱業務について>

- 個人差はあるが、女性は男性に比べて、体格が小さいので、全身の筋力を必要とする重量物取扱作業への適性が、男性よりも劣っていることは明らかである。
- 労働衛生の原則に従い、最も感受性の高い労働者も保護できる基準を達成することを求めるとすれば、全ての労働者の重量物取扱の上限を、現在の女性労働者の基準に合わせることになる。これは、男性労働者に対しては、余裕の大きい基準であり、望ましいことではある。しかし、最も基本的な労働形態である、重量物取扱いの基準をそこまで保護的なレベルにすることは、社会・経済的なバランスを欠き、おそらく生産性の低下による負の影響が、事業者のみならず、労働者にも及ぶことが避けられないであろう。

- このような状況では、女性労働者を限定的に取扱うことは止むを得ないと考える。またこれによって、体力の優れた女性労働者が不利益を被ることはあり得るが、女性全体としては、大きな不利益とはならないと考える。
- 他方、現在の規制を廃止すると、小規模事業場など安全衛生に関する理解が十分でない事業場で、女性にとって過重な作業が行われる可能性は少なくないと思われる。
- 以上の理由により、全ての女性労働者に対して、一定レベル以上の重量物取扱を禁止する現在の規制を存続することに賛成である。
- 将来、全ての事業者の安全衛生のレベルが現在よりも改善され、適切な自主的対策が可能になった場合には、全女性労働者への一律の重量物取扱の規制は撤廃できると考える。
- 妊産婦については、重量物取扱にたいして特に脆弱であることは明らかなので、規制措置は必要であり、現在の規制を存続することに賛成である。
- 現在の重量基準によって、妊産婦を十分に保護できるという医学的根拠が弱いと考えられるので、広報資料等により、事業者の理解を促進し、適切な保護が実現されるようにするという方針についても賛成である。

<化学物質規制について>

- 化学物質の毒性には様々の種類がある。それらのうち、母性に関わる機能に対する毒性（生殖毒性及び生殖細胞変異原性）以外の毒性に対しては、一般に女性が男性より脆弱であるという現象は認められていない。したがって、生殖毒性以外の毒性が問題となる化学物質については、男女を含めすべての労働者の健康を保護する目的で、現に労働衛生管理が行われており、女性について特段の問題が発生している状況にはない。
- 女性に対する生殖毒性（及び生殖細胞変異原性）は母性機能を脅かすものであり、それによる健康障害の予防は重要な課題と考えられるので、女性を対象とした特別な対策を講ずることに賛成である。
- 対象物質を選定するに当たり、現行の女性労働基準規則の対象である9物質又は、労働安全衛生法令により局所排気装置の設置等の対策が義務付けられ、さらに管理濃度が設定されている87物質であり、且つ、GHS分類によって生殖毒性又は生殖細胞変異原性ありと分類されているものという条件を定め、それに該当する25物質を選定したことは適切と考える。
- 21物質が新たに女性労働基準規則の対象物質とされ、これまで対象であった9物質のうち5物質は対象から外されたが、これらの5物質（黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリン）が、現在の科学的知見により生殖毒性を有しないと判断されたのは妥当である。

- 管理濃度と同等の値を規制濃度とし、濃度の評価を労働安全衛生法令による現行の作業環境測定・評価基準によるものとし、平均濃度が規制濃度を超える作業場所における女子の就業は、呼吸用保護具を着用しても、すべての女性労働者について禁止するとしたことは適切と考える。
- 高齢の女性労働者については、生殖毒性による被害を想定する必要はないという批判があり得ると考えるが、年齢によって一律に区別することは難しい。他方、妊娠・出産が可能な年齢にある女性については、現在妊娠していなくても、生殖毒性の影響を受ける可能性が高い。したがって、すべての女性労働者を就業禁止とすることは妥当である。
- 今回の改正により、第3管理区分と評価された職場への女性労働者の就業が禁止されることになるが、法定の作業環境測定・評価は年に2回（鉛は年に1回）であるため、数か月の間、管理濃度を超える平均ばく露を受けていても、それが判明しない恐れがある。これは女性労働基準規則のみならず全ての規制対象物質に当てはまる問題であるが、生殖毒性の発現には、必ずしも長期間のばく露を必要としないという特質もあるので、安全の確保という立場からみて、特に慎重な配慮が望ましい。
- 選定された25物質の、個々の毒性やそれらの管理濃度（女性労働基準規則における規制濃度）の設定根拠をみると、管理濃度を少し超える領域での毒性影響は、生殖毒性ではなく、それ以外の毒性が問題となっているものが多く含まれている。生殖毒性は管理濃度をかなり大きく超えるばく露においてのみ発現するものも規制対象に含まれているということである。この部分は安全性について慎重に配慮された規制措置であり、適切と考える。ただし、女性の就業にとって不利な差別にならないようにする立場からみると、現場のばく露実態等の調査や、毒性についての量—影響関係のさらなる研究により、問題のない物質が明らかになった場合には、女性労働基準規則による規制対象から外すことも検討されることが望ましい。
- 上記の2点は、「母性保護に係る専門家会合報告書」で特に言及されていなかった問題について述べた。なお、当該報告書では、「新たな知見に対応する有害物の選定、規制濃度等の見直し」、及び「母性保護のための望ましい予防対策について」という項を設けて、今後の検討課題を包括的にまとめている。その内容はすべて適切であり、特に、化学物質の生殖毒性に関する調査・研究を充実させるべきであるとの指摘は重要と考える。

女性労働基準規則の一部を改正する省令案要綱についての公述要旨

高橋麻理(日本化学エネルギー産業労働組合連合会中央執行委員)

<全体として>

- 全体として妥当なものとする。

<重量物取り扱い業務について>

- 重量物の取り扱い業務について、従前通りの取り扱いとするのは妥当と考える。妊娠・出産機能と身体を持つ女性にとって、健康と安全の保護は重要である。重量物取り扱いにより骨盤の形状等から腰痛、子宮脱、子宮下垂、尿失禁、切迫早産等の健康影響が生じることが懸念され、就業制限を緩和すべき理由が見あたらないので従前通りとするのは適切な判断と考える。
- 妊産婦には特段の健康上の配慮が必要なことから、雇用機会均等法においても「妊娠中または出産後の症状等に対応する措置」を講じなければならないとされている。具体的に、必要に応じ、負担の大きな作業の制限や勤務軽減、休憩に関する措置などが求められている。こうした措置を広く事業主、労働者、産科医、産業医等産業保健関係者に周知徹底し、適切な保護・配慮の促進が必要と考える。

<有害物の発散する場所における業務>

- 有害物については、生殖毒性、生殖細胞変異原性、授乳影響のある化学物質をGHS分類によって特定すること、及び一定濃度以上の環境下での就業を規制し、女性労働者を曝露から保護することは適切な判断と考える。
- ただし、作業環境測定が労働安全衛生法に基づききちんと実施されていることが大前提であり、その上で、「第1管理区分」「第2管理区分」においても気中有害物質の濃度が管理濃度を超えることもあり得ること、また「第3管理区分」となったケースにおいて、その回復までの間、作業環境が女性労働者に悪影響を及ぼす可能性があること等、女性労働者に十分な配慮と情報の周知が必要である。
- 科学技術の進歩により新たな化学物質が次々と使用される環境にあつて、生殖毒性の有無など必ずしも十分な知見のない化学物質が存在することに留意し、予防的対応と速やかなGHS分類を実施することに十分に配慮する必要がある。同時に、化学物質のリスクの程度に応じた管理・審査体制の強化及び、より安全な原材料への代替や発散物の低濃度化等の措置が望まれる。
- これらの点について、事業主、労働者、産業保健スタッフに、化学物質の有害性等について十分な情報を適切に周知することが必要と考える。
- 今回の改定にあたって、使用者の理解不足や過剰な対応により、女性の就労の場・就労機会の減少につながらないよう、労働安全衛生法を含め、制度間の連携をはかり、内容の十分な周知・遵守を求めたい。

女性労働基準規則の一部を改正する省令案要綱についての公述要旨

一般社団法人日本化学工業協会環境安全部兼広報部 山口広美

- 将来的に企業での女性の活躍の場は広がっていくことが予測される中、母性保護の観点から限定的に規制を強化したものであり、女性則の改正を見直した結果は評価できるものと考えております。
- 女性の就労機会の損失と化学物質の母性に係わる有害性による疾病の回避によるリスク低減効果の兼ね合いを考慮すると適正な措置と考えます。ただし、男女共同参画社会の面から女性からの意見をもっと積極的に聞きとり、意見の反映を図るべきではと考えます。
- 女性則による母性保護は労災による疾病を法律上担保するモノであり、基本は事業者が作業環境を適切に管理することが第一義であり、環境改善に時間を要する場合であっても就労上の不利益を被ることがないように柔軟なご指導をお願いします。
- 今回の改正ほか多くの機会を通じて、労働者に対しても積極的に危険有害性の高い化学物質の取扱いについて一層留意するよう周知すべきであり、継続的な活動の支援をお願いします。また、引き続き化学物質の有害性に関しては、あくまでも科学的根拠に基づき物質の見直し等を進めて頂きたいをお願いします。特に性別による有害性の違いについては、科学的に有害性の発生機序を明らかにしつつ、男女雇用均等に対し支障をきたすことがないように引き続きご検討をお願いします。
- 円高を始めとした経済的環境悪化及び負担増加の折、事業者の経済的事情等を勘案し、このような改正に際しては十分な周知期間、意見交換の場等を設けて頂くようお願いいたします。
- 今回の改正とは直接的に関係はありませんが、今後は、母性保護のみならず、高齢化社会に向け、高齢者の労働災害防止対策としての労働基準法の見直しも検討すべき時期にきているのではないかと考えます。我が国の少子高齢化対策として、母性保護とともに高齢化対策は重要項目となっていると認識しております。